

随意契約理由書

1. 工 事 名 鳴尾沖工区鋼製橋脚復旧工事（2019－湾岸）

2. 契約相手方 宮地エンジニアリング株式会社

3. 随意契約理由

本工事は、5号湾岸線の海上部にあり県道芦屋鳴尾浜線（湾岸側道）鳴尾橋が共架された特殊構造の鋼製ラーメン橋脚（海P－73及び海P－74）について、2018年9月4日に最接近した台風21号の影響による海P－74橋脚梁部の損傷に対して、仮復旧までの応急対策並びに本復旧に係る施工法と一体となった施工検討及び概略設計が行われたことを受けて、今後の自然災害発生に備えお客さまの安心・安全を早期に確保するために本復旧に係る工事施工を行うものである。

本工事の契約相手方に対しては、

- ①対象となる鋼製ラーメン橋脚の構造特性に精通し、5号湾岸線の交通供用下での荷重応力や損傷中の湾岸側道の復旧事業の進捗に伴う荷重変動を考慮した施工ができること。
- ②桁下空間が低く水深が浅い海上という厳しい現場状況を熟知し、それを踏まえた施工検討に応じた施工ができること。
- ③上記①及び②を受けて、本復旧に係る施工検討及び概略設計から工事までを一貫して実施し、加えて湾岸側道の復旧工事に係る兵庫県との工程調整を踏まえ、遅滞なく工事を実施することができること。

のいずれをも満たすことが求める要件となる。

宮地エンジニアリング株式会社は、5号湾岸線建設時には「鳴尾沖工区鋼製橋脚工事」を、今般の本復旧に先立っては「鳴尾沖工区鋼製橋脚復旧に伴う施工等検討業務（30－湾岸）」をそれぞれ受注し、本工事が対象とする鋼製ラーメン橋脚の建設時の詳細設計及び施工等を行った実績があることから、構造特性に精通しており、荷重応力や荷重変動等を考慮した施工を実施できるものと認められるとともに、厳しい現場状況を熟知しており、それを踏まえた施工検討に応じた施工を実施できるものと認められ、上記①及び②を満たしている。また、同社は、本復旧に係る施工検討及び概略設計を実施し既にその詳細内容を把握しており、継続して工事を実施することにより準備に要する期間を短縮し、湾岸側道の復旧工事の現場施工と同調しつつ、遅滞なく着実な施工ができるものと認められる。このように、同社は上記①から③までのいずれをも満たすものと認められ、このような者は同社において他にないと思料される。

よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により、宮地エンジニアリング株式会社を契約相手方として随意契約するものである。

以 上